

かなみ見守りサポーターロゴマーク募集要項

令和7年8月25日

1 趣旨

こども、高齢者、障害者を始めとする全ての町民が、孤立することなく、安心安全に住み慣れた地域で暮らしていくため「かなみ見守りサポーター」を立ち上げます。サポーターは、町民や様々な機関・事業所が参画し、挨拶やさりげない地域での見守り活動を、日常生活や日々の業務の中で行うことで誰もが温かく見守られている函南町を目指すものです。異常に気づいた時は行政や関係機関等へ連絡することで、適切な支援に早期につなげていくことができます。そのため、地域での見守り活動を知って頂き、この活動を広く周知するためにロゴマークを募集します。

2 募集内容

「かなみ見守りサポーター」のロゴマーク。函南町らしさがあり、誰もが地域で温かく見守られているイメージができるもの。

3 応募資格及び応募点数

募集要項に同意いただき、函南町内に在住又は通学・通勤している方。

※未成年（18歳未満）の方が募集する場合は、保護者の同意を得たうえで応募してください。
年齢は応募時点の年齢とします。

4 募集期間

令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月17日（月）

5 応募点数

1人につき1点までとします

6 デザインの条件

- (1) デザインのコンセプトは「1 趣旨」「2 応募内容」を踏まえ、印象に残るデザインとしてください。
- (2) ロゴマークには「かなみ見守りサポーター」の言葉をいれてください（文字体などは自由）
- (3) デザインの手法や画材は問いません。幅広い世代の人に伝わりやすいデザインとしてください。
- (4) 応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。
- (5) デザインは、縦横比1：1程度とし、色数は自由ですが、フルカラー、単色、モノクロでの使用にも対応できるデザインとしてください。また、拡大又は縮小する場合でもイメージや安定感が損なわれないデザインとしてください。応募の際の下地は白色としてください。
- (6) 生成的人口知能（生成AI）は、使用しないでください。

- (7) 町のマスコットキャラクター等である「カンチャン・ナミチャン」「マモリくん」は入れないでください。

7 応募方法等

以下の方法により、応募してください。

(1) 町の専用応募フォーム

以下の URL・二次元コードにアクセスし、ページ内の専用応募フォームから応募（必要事項の入力と作品データの提出）をしてください。

＜URL＞ <https://logoform.jp/form/FM2N/1172628>



(2) メール

以下のメールアドレスに、応募用紙と作品データ（2MB 以内）を添付し、メールを送信してください。

＜メールアドレス＞fukushi@town.kannami.shizuoka.jp

(3) 郵送・持参

応募用紙と作品（紙または CD）と一緒に、下記の提出先に郵送または持参してください。

＜提出先＞〒419-0192 函南町平井 717-13 函南町役場福祉課

※持参の場合は、平日（8時30分～17時15分）にお持ちください。土・日曜日、祝日はお受けできません。

8 応募上の注意

- (1) 応募は無料です。ただし、作品の制作費及び送料等の一切の費用は応募者の負担とします。
- (2) 応募いただいたデータ等は返却しません。
- (3) 選考結果を発表するまで、提出した作品を他者に公表しないでください。
- (4) 選考過程や選考結果に関する問い合わせには、一切応じられません。

9 審査

審査は、事前審査を実施のうえ、役場庁舎内にて展示し、町民の皆様の投票により選考を行います。

10 結果発表

採用作品の作者本人に、令和7年12月中旬（予定）に連絡します。その後、町ホームページや広報紙等にて発表します。

なお、当該発表をもって採用作品の作者以外の応募者への結果通知に代えさせていただきますのでご了承ください。

11 ロゴマークの活用

（１）採用作品は、函南町の「かなみ見守りサポーター」事業に関する各種印刷物等に活用します

（２）採用作品を活用するに当たっては、デザインや色彩等を補正・修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

12 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、作品の選考、選考結果通知、採用作品の発表のために使用し、本公募に関すること以外の目的での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

13 著作権等に関する事項

（１）採用作品は、著作権・使用权・商標権その他一切の権利は函南町に帰属されるものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使できないものとします。

（２）応募作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自ら責任と日等をもってこれを解決するものとします。

（３）町が損害を被った場合は、著作者に損害を賠償していただく場合があります。